

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己 様

商工業等に係る営業損害の
賠償に関する緊急要求書

平成27年5月13日

福島県原子力損害対策協議会

会長 福島県知事 内堀 雅 雄

副会長 JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会

会長 大橋 信 夫

副会長 福島県商工会連合会 会長 轡 田 倉 治

副会長 福島県市長会 会長 相馬市長 立 谷 秀 清

副会長 福島県町村会 会長 湯川村長 大 塚 節 雄

商工業等に係る営業損害の賠償に関する緊急要求

原子力発電所事故から4年が経過してもなお、事故による避難指示がほとんどの地域で解除されない厳しい現状の中、被害者が生活や事業を早期に再建するためには、原子力災害の特殊性や被害の実情をしっかりと踏まえた賠償のあり方が早急に検討されるべきである。

特に、本年3月以降の商工業等に係る営業損害の賠償については、3月3日、東京電力が昨年末に示した素案を見直すことを明言し、同月10日には、安倍首相が営業損害の賠償の再検討に言及したところであるが、その後、具体的な見直しの内容が示されていないことから、早急に明示すべきである。

よって、指針の趣旨や事業者等の意向を十分に踏まえ、被害の実態に見合った賠償が迅速かつ確実になされるよう、下記のとおり要求する。

記

1 素案の迅速な見直し

被害者がそれぞれの将来設計に応じて今後の見通しを立てることができるよう、商工業等に係る営業損害の賠償に関する素案の見直しを迅速に進め、具体的な内容を早急に明示すること。

2 被害者の意向を踏まえた素案の見直し

素案の見直しに当たっては、被災地の実情、事業者や市町村の意向を反映し、事業再建等の長期的な視点を踏まえながら、被害者の立場に立った賠償を行うこと。

3 避難指示区域内における賠償

- (1) いわゆる「のれん代」や商圈の喪失等に伴う損害を含め、一括して賠償するに当たっては、損害の範囲を幅広く捉え、事業再建につながる十分な賠償を確実にかつ迅速に行うこと。
- (2) 避難指示解除後に帰還して事業を再開する場合のほか、やむを得ず移転先で事業を再開する場合、廃業を選択せざるを得ない場合など、被害者それぞれの事情に応じ、被害者の生活再建の視点も踏まえた賠償を的確に行うとともに、個別具体的な事情による損害への対応についても確実に行うこと。
- (3) 事業の再建を図るために必要となる店舗や機械設備等の事業用資産の再取得、修復に要する費用など、帰還、移転等に伴う追加的費用について、確実に賠償を行うこと。

4 避難指示区域外における賠償

- (1) 将来の減収分を一括して賠償するに当たっては、風評による被害が依然として継続している厳しい状況を踏まえ、被害の実態に見合った十分な賠償を行うこと。
- (2) 原子力発電所事故との相当因果関係の確認を簡易な手法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応すること。
- (3) 情報発信や自主検査など事業者が実施する風評被害を最小限にとどめるための対策に要する費用（機器の購入やリース等も含む）について、確実に賠償を行うこと。